

## ○ 脳卒中の回復期治療を担う医療機関

県が実施した調査において、次の項目を満たすと回答した医療機関を脳卒中の回復期治療を担う医療機関として位置づけた。

〈選定基準〉

- ① 有床の医療機関のうち以下の施設基準に相当する施設であって、医療機関が掲載を了解した場合
  - a 回復期リハビリテーション病棟入院料
  - b 脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅰ
  - c 脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅱ

なお、次の②～⑥の要件を満たすこと（ただし、②～⑥については当面、医療機関を掲載するための要件には含みません）

- ② 常勤のリハビリテーション科専門医又はリハビリテーション科認定臨床医（いずれも（社）日本リハビリテーション医学会認定）が在籍すること
- ③ 常勤の理学療法士、作業療法士、及び言語聴覚士が在籍すること
- ④ リハビリテーション専用病床を有すること
- ⑤ 訪問リハビリテーションなどへの対応が可能であること
- ⑥ 自施設以外の職員も参加できる研修会を開催できること